



議員提出議案第九号

地域における生活バス路線確保に関する意見書について

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、運輸大臣に意見書を提出する。

昭和五十五年十二月二十五日

提出者	三朝町議会議員	御	松	積
賛成者	三朝町議会議員	榎	田	家
				和
賛成者	三朝町議会議員	古	屋	博
賛成者	三朝町議会議員	石	山	利
				男
賛成者	三朝町議会議員	政	門	正

昭和五拾五年拾月廿五日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

地域における生活バス路線確保に関する意見書

運輸省は、昭和五十六年度予算編成にあたり、地方バス路線運行維持補助として、九五億七千九百十七万円を要求しているが、その中で、第三種生活路線にかかわる補助金を、向う三年間を限度に打切ろうとしている。

この方針は、国鉄地方線廃止と同様に、「必要な路線は自治体で確保せよ」といつた考え方に立つたものであり、今日多くの自治体で実施している代替輸送が軒並みに赤字経営で苦しんでいる実態から判断しても、地域住民にとつて最後の公共交通である、バス路線廃止につながるものであり、強く反対すると同時に、地域住民の足を確保するため、政府が次の措置をとることを要望するものである。

一 昭和五十六年度予算編成における、地方バス路線運行維持補助は、運輸省要求を満額認めること。

二 第三種生活路線補助を三年限度で打切るといふ方針を直ちに撤回すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

昭和五十五年十二月二十五日